

(別紙)

臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法の一部を改正する告示案について(概要)

令和 8 年 10 月

環境省水・大気環境局

1 改正趣旨

臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法(平成7年環境庁告示第 63 号。以下「現行告示」という。)について、測定精度の向上等を図るため、改正を行う。

2 改正概要

(1) パネルの選定に用いる基準臭液

γ -ウンデカラクトンの重量比を「 $10^{-4.5}$ 」から「 $10^{-4.0}$ 」に改める。

(2) 装置及び器具

「第2 装置及び器具」に規定されている容量等について次表のとおり改める。

	改正案	現行告示
1 試料採取装置及び器具		
(1) 環境試料用試料採取装置		
「ア」のガラス製の試料採取容器の容量	10～20L 程度	10L 程度
「イ(ア)」の試料ガス採取用吸引器の容量	10～20L 程度	10L 程度
「イ(イ)」の試料採取袋の内容積	10～20L 程度	10L 程度
「ウ(ア)」の試料採取用ポンプの吸引能力	30 秒以内で必要な量の試料を吸引できる能力	20L/min 以上の大気を吸引できる能力
「ウ(イ)」の試料採取袋の内容積	10～20L 程度	10L 程度
「エ(イ)」の吸引用ポンプの吸引能力	30 秒以内で必要な量の試料を吸引できる能力	20L/min 以上の大気を吸引できる能力
「エ(ウ)」の試料採取袋の内容積	10～20L 程度	10L 程度
(3) 排水試料用試料採取器具		
ガラス瓶の容量	50mL～2L 程度	50mL～1L 程度
2 判定試験用装置及び器具		
(1) 環境試料並びに排出口試料用判定試験用装置及び器具		
「エ におい袋」の内容積	3L 以上	3L
「オ におい袋用鼻当て」の構造	無臭性のもので臭気	無臭性の樹脂製のも

(別紙)

	の吸着及び透過が少ない材質で、におい袋の導出口に接続できるもの	ので、におい袋の導出口に接続し鼻を覆う構造
(2) 排水試料用判定試験用装置及び器具		
「イ 無臭水保管容器」の容量	— (容量の規定を削除)	2～5L 程度
「オ フラスコ用鼻当て」の材質	無臭性のもので臭気の吸着及び透過が少ない材質	ふっ素樹脂製

(3) 測定の方法

ア 試料の採取及び流量の測定

- 「(1) 環境試料」のうち、「ウ」の採取方法について「6秒以上 30 秒以内で 10l 程度」を「6 秒以上 30 秒以内で 10～20L 程度」に改める。

イ 判定試験(下線部が改正内容)

- 「(4) 判定試験の手順」のうち、「ア 環境試料」と「イ 排出口試料」について判定試験の手順を統合し、以下の手順とする。
- ・ 5個のにおい袋に無臭空気を注入してシリコンゴム栓で封じ、そのうちの2個に、注射器等を用いて採取試料を注入し、当初希釈倍数(※)になるよう調製する。
 - ・ 付臭におい袋2個と無臭におい袋3個を 1 組としてパネルへの提示試料とする。
 - ・ 各パネルは、におい袋用鼻当てを用いて5個のにおい袋のうちから採取試料が注入されていると判定するにおい袋2個を選定する(におい袋選定操作)。
 - ・ におい袋選定操作において、無臭におい袋を選定(不正解)したパネルは、におい袋選定操作を終了する。
 - ・ 付臭におい袋2個を選定(正解)したパネルについては、希釈倍数をおおむね3倍してにおい袋選定操作を繰り返し、当該パネルが無臭におい袋を選定した時点で終了する。

(※) パネルによる臭気の有無の判定が十分に可能であり、かつ、パネルに嗅覚疲労等による影響がないよう、当初希釈倍数を3以上の適切な値に決定する。

(別紙)

○ 「ウ 排水試料」について以下の手順とする。

- ・5個のフラスコのうちの2個に無臭水を注入し、試料水を当初希釈倍数(※)になるよう注入用器具を用いて注入し、試料水と無臭水を足した全量が 100mL となるよう調製し、フラスコを密栓する。
- ・付臭フラスコ2個と無臭フラスコ(無臭水のみ 100mL) 3個を1組としてパネルへの提示試料とする。
- ・各パネルは、フラスコをそれぞれ縦に2～3回強く振とうした後、フラスコ用鼻当てを用いて5個のフラスコのうちから試料水が注入されていると判定するフラスコ2個を選定する(フラスコ選定操作)。
- ・フラスコ選定操作において、無臭フラスコを選定(不正解)したパネルについては、フラスコ選定操作を終了する。また、付臭フラスコ2個を選定(正解)したパネルについては、希釈倍数をおおむね3倍してフラスコ選定操作を繰り返し、当該パネルが無臭フラスコを選定した時点で終了する。

(※) パネルによる臭気の有無の判定が十分に可能であり、かつ、パネルに嗅覚疲労等による影響がないよう、当初希釈倍数を適切な値に決定する。

ウ 臭気指数の算出

○ 「(1)環境試料」と「(2)排出口試料」について臭気指数の算出法を統合し、以下の算出法とする。

- ・次式により各パネルの閾値を算出する。

$$X_i = (\log M_{Ti} + \log M_{Fi}) / 2$$

X_i : パネル i の閾値

M_{Ti} : パネル i の回答が正解である最大の希釈倍数

M_{Fi} : パネル i の回答が不正解である希釈倍数

- ・ X_i のうち最大値と最小値をそれぞれ一つずつ除き、当該除かれた値以外の値を加算して得た値をパネルの人数から2を減じた値で除した値をX(パネル全体の閾値)とする。
- ・次式により臭気指数を算出する。

$$Y = 10X$$

Y : 臭気指数

X : パネル全体の閾値

- ・ただし、当初希釈倍数で、2人以上が不正解となった場合には、パネル人数に対する正解者数の割合(正解者率)を求め、次式により臭気指数を算出する。

$$Y = 10 \log M_1 + 10 (\log M_2 - \log M_1) (r_1 - 0.55) / (r_1 - r_2)$$

Y : 臭気指数

M_1 : 正解者率 0.55 以上となる最大の希釈倍数

M_2 : 正解者率 0.55 未満となる最小の希釈倍数

r_1 : M_1 に係る正解者率

r_2 : M_2 に係る正解者率

- ・当初希釈倍数 M において、正解者率 0.55 未満の場合は、臭気指数の値を $10 \log M$ 未満

(別紙)

として表示する。

- Y の値に一未満の端数があるときは、臭気指数の値は、これを四捨五入して得た数とする。

○ 「(3) 排出水試料」のうち、「付臭フラスコを選定した場合」を「付臭フラスコ2個を選定した場合」に改める。

エ 臭気排出強度の算出方法

- 臭気濃度算出式中の Y について、臭気指数(四捨五入する前の値)に改める。

(4) その他

用語の統一等の所要の改正を行う。

3 根拠条項

- 悪臭防止法(昭和 46 年法律第 91 号)第2条第2項
- 悪臭防止法施行規則(昭和 47 年総理府令第 39 号)第1条

4 施行期日等

公布:令和9年3月頃

施行:令和 10 年4月1日(予定)

以上